

1 - 24 - 191 (年未詳) 十一月十一日某莊百姓等申状 油倉侍者宛

(袖書)

「尚々申上候、参拾貫文御請取
同請文御下候へく候、」

御書畏拜見仕候、 抑御沙汰料

伍貫文并日別料参貫文、今度京都

にて反錢之御奉書申時雜掌方より

被仰下御料足壹貫文、合玖貫文以前之

反錢之殘米進壹貫 「六百」四十二文かれこれ

惣合拾貫六百四十文、此御使渡進上申候、

今度御本所御反錢捌拾貫文分皆済

仕候内、伍十貫文者、御勸進上申候残、参拾貫文八

往古之旨まかせ御請取を御下候へく候、

其外之請文いづれも々々々々、此使下給候て

可畏入申候、さ候間、日別等之事八更々

地下存知申ましく候へ共、万御本所

様之御扶持之御事候、御百姓等も上様を

奉憑事候間、仰のまゝ進上申候

*又以前御奉書之時、諸配符ち

ようしの事、申上候し處ニ、御長老

様御上洛被召候八んするついでをもちて、

可然御申そつろつて御扶持候て、御百姓等

御助候て尚々可畏入申候、恐惶謹言、

十一月十一日 御百姓等

進上 油倉侍者御中

1 - 24 - 548 (年未詳) 二月廿二日百姓申状 油倉侍者宛

(袖書)

「尚々申上候、御百姓等まかり

のほりて候共、更々別之子細

あるまじく候之間、以前諸進之

趣二もるゝ事候ましく候、」

畏申上候、

抑召夫之事、被仰下候、如此子細申上候へ八

緩急儀恐入候へ共、今時分耕作のあつかい

と申、万地下計会折節候間、**紙**

申上候、彼之条之間事、可然様二上さまへも

御申候て、御百姓等預御助候者、千万畏入、可存候、

一、沙汰料事、承仰候へ共、更々不及了見候、万事

御本所たのミ奉公先々御方便候て庄内を御

ふち候て恐悦至極存候、

一、守護配符ちやうしをめされ*被下候ハ、

*畏入候、恐惶謹言、

二月廿二日

御百姓等

進上 油倉侍者御中

1 - 25 - 646 某百姓申状 油倉御奉行所宛

畏而申上候、

抑おおさき遍きうその事、今度順

礼さま、幸二御立よりの御事にて候へハ

なにとて、きうそん并あれふさく共御

めにかけて申候いぬとて、いろゝゝ御せんかん

迷惑仕候、御庄主の御意も尤にて候、五月

十三日二あめふり候て、のちに八七月十四日にな

らて八ふらす候、殊更公文殿御下地大さき二

たいと御入候、言語道断之事にて候、但シ

其内二公田もあまた候、皆同遍の御事にて候、

更々かくれあるましく候、大仏八幡も御しょう

らん候へ、いつわり申さず候、順礼様

御出時、御代官次郎左衛門殿又若物共少々

西宮まで御庄主の御迎にまいらせ候間

返々御百姓共御せんかん候間、無了券候、可然

様被仰下候者、可畏入由御披露あるへく候、

恐惶謹言、

十月七日

惣庄 御百姓等（花押）

進上 油倉御奉行所

（切封墨引）